

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成21年  
4月1日  
(水曜日)

## 目 次

- 告示
- 県道路線の変更(道路整備課).....
- 道路の区域の決定(道路整備課).....
- 道路の区域の変更(道路整備課).....



### 山口県告示第六十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十条第二項の規定により、次のとおり県道の路線を変更する。

その関係図面は、山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年四月一日

山口県知事 二井 関成

旧新別	路 線 名	終起	点
旧	篠目地福上線	阿武郡阿東町大字篠目	
新	篠目徳佐下線	阿武郡阿東町大字徳佐下	

### 山口県告示第六十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を決定する。

その関係図面は、平成二十一年四月一日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年四月一日

山口県知事 二井 関成

- 道路の種類 県道
- 路 線 名 篠目徳佐下線
- 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
阿武郡阿東町大字篠目字黒瀬二五の二地先から同郡 同町大字地福上字上市一八三八地先まで	最狭 四・八〇 最広 七三・八〇	一〇、一八六・	県道篠目地福上線の道路の区域
阿武郡阿東町大字地福上字上市一八三八地先から同郡 同町大字徳佐下字竹添二一〇の二地先まで	最狭 三九・〇〇 最広 三六・〇〇	六、二七六・四	阿東町道蔵田赤根屋線の道路の区域

### 山口県告示第六十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十一年四月一日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年四月一日

山口県知事 二井 関成

- 道路の種類 県道
- 路 線 名 高佐下阿東線
- 道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考

